

栃木県優良建設工事技術者表彰審査実施要領

(趣旨)

第1条 栃木県優良建設工事表彰審査会運営要領第7条の規定に基づく審査会の運営等については、この要領の定めるところによる。

(審査資料の提出)

第2条 県内入札参加資格者は、栃木県優良建設工事技術者表彰要綱（以下「表彰要綱」という。）

第3条に規定する技術者のうち優良であると認められる者を推薦するときは、次の書類を栃木県優良建設工事表彰審査会（以下「表彰審査会」という。）に提出するものとする。

- (1) 優良建設工事技術者推薦調書（様式第1号）
- (2) 宣誓書（様式第2号）
- (3) 推薦者概要調書（様式第3号）
- (4) その他参考資料

(表彰基準)

第3条 前条の推薦できる基準は、表彰要綱第3条に規定する表彰対象期間において次の(1)、(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)から(6)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 工事成績80点以上の建築工事以外の工事の技術者としての実績が3回以上ある者。
- (2) 工事成績80点以上の建築工事の技術者としての実績が2回以上ある者。
- (3) 技術の向上に積極的に取り組み、また、次世代の技術者育成にも努めている者。
- (4) 優れた管理能力を持ち、工事従事者や関係者等と良好な関係を築き、円滑な工事施工にあたった者。
- (5) 人格、技術ともに他の模範となる者。
- (6) 過去に栃木県優良建設工事技術者表彰を受けていない者。

2 建築工事とは、建設業法2条に定める建設工事の種類等のうち、建築一式、管、電気、電気通信、塗装、および解体工事とする。

(優良建設工事技術者の選定)

第4条 表彰審査会事務局は、前条の規定により提出された優良建設工事技術者推薦調書により、優良建設工事技術者を選定のうえ、表彰対象技術者審査表（別記様式第1号）を作成し、表彰審査会に提出するものとする。

(その他)

第5条 表彰審査会は、審査のため必要があるときは、関係主管課長等から意見を聞くことができる。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。